

岩手県告示第641号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の3の規定により、クリーニング業務従事者に対する講習を次のとおり指定した。

平成24年9月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 主催者の名称及び所在地

(1) 名称 財団法人全国生活衛生営業指導センター

(2) 所在地 東京都港区新橋六丁目8番2号

2 開催年月日及び開催場所

開催年月日	開催場所	
	名称	所在地
平成24年10月21日(日)	一関地区合同庁舎	一関市竹山町7番5号
平成24年10月28日(日)	サンセール盛岡	盛岡市志家町1番10号

3 受講料 1人 4,500円